

城陽市休業要請対象事業者支援給付金 支給要項

I 概要

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、京都府において、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための京都府における緊急事態措置」（以下「緊急事態措置」という。）が令和2年4月17日に公表され、施設の休止及び営業時間の短縮（以下「休止等」という。）の要請や協力依頼（以下「要請等」という。）が行われました。

京都府では、要請等の対象となる施設（以下「対象施設」という。対象施設は別表1を参照。）を運営されている方で、要請等に全面的に協力した中小企業・団体及び個人事業主に対して、「京都府休業要請対象事業者支援給付金」（以下「府支援給付金」という。）が支給されます。

城陽市においても、京都府の要請等に全面的に協力した中小企業・団体及び個人事業主に対して京都府が支給する府支援給付金の支給対象者のうち、府支援給付金の申請書の「施設についての情報」欄に城陽市の施設を記載した中小企業・団体及び個人事業主に対して、「城陽市休業要請対象事業者支援給付金」の支給を行います。

支給額	中小企業・団体	20万円	個人事業主	10万円
-----	---------	------	-------	------

※上記金額は1企業・団体又は1事業主当たりの支給額です。城陽市内の複数施設で休止等の対応をされた場合でも支給額は同じです。なお、「中小企業・団体」は別表2に定める者としてします。

また、支援金の支給は、1事業者につき1度となります。

II 支給要件

支援給付金は、府支援給付金の申請書の「施設についての情報」欄に城陽市の施設を記載し、府支援給付金を受けた事業者へ支給します。

【参考】府支援給付金の支給要件

- 1 京都府内に事業所を有する中小企業・団体及び個人事業主
- 2 緊急事態措置を実施する以前（令和2年4月17日（金）以前）に開業した対象施設に関して、必要な許認可等を取得の上、当該施設を運営している者
- 3 緊急事態措置の全ての期間（令和2年4月18日（土）から令和2年5月6日（水））のうち、遅くとも令和2年4月25日（土）午前0時から令和2年5月6日（水）まで連続して、要請等に応じ休止等の対応を実施した者
- 4 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない者

また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していない者

Ⅲ 申請手続等

1 受付期間

令和2年5月7日（木）から令和2年7月15日（水）まで

2 申請方法

電子メール（アドレス：shoko@city.joyo.lg.jp）または郵送（宛先：〒610-0195
城陽市商工観光課 ※住所記載不要）

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から持参による受付、対面での説明は行いませんので、ご了承ください。

3 申請書類

申請書（様式1）を提出してください。必要に応じ追加書類の提出及び説明を求められることがあります。また申請書類は返却しません。なお、振込先の口座は、申請者ご本人名義の口座（法人の場合は当該法人の口座）で府支援給付金の申請の際に申し出た口座に限ります。

4 支給の決定

申請書を受領したときは、京都府より申請者の府支援給付金申請内容を受領後、内容を確認の上、支援給付金支給の可否を決定し、指定口座に支払います。また、支給を決定したときは、後日、支給に関して通知します。

Ⅳ その他

1 支援給付金の支給後、支給要件に該当しない事実や申請書類の不正その他支給要件を満たさないことが発覚した場合、申請者に対し、支援給付金の返還を求めます。

2 支援給付金の支給事業を行うにあたり、府支援給付金の申請に関する情報の提供を京都府に依頼します。

Ⅴ 本支援給付金に関するお問い合わせ先

城陽市まちづくり活性部商工観光課 電話番号：0774-56-4018

(別表1) 対象施設一覧

<p>1 施設の使用停止を要請する施設及び施設の使用停止について協力を依頼する施設</p> <p>遊興施設（キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ、カラオケボックス、ライブハウス、漫画喫茶、射的場、インターネットカフェ、性風俗店、デリヘル、アダルトショップ、個室ビデオ店、場外馬(車・舟)券場、劇場等（劇場、観覧場、プラネタリウム、映画館、演芸場）、集会・展示施設（集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール）、運動・遊技施設（体育館、屋内・屋外水泳場、ボウリング場、スケート場、スポーツクラブ、ホットヨガ・ヨガスタジオ、ゴルフ練習場(※1)、バッチング練習場(※1)、陸上競技場(※1、※2)、野球場(※1、※2)、テニスコート(※1、※2)、弓道場(※1)、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地）、文教施設（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専門学校、中等教育学校、特別支援学校）、大学・学習塾等（大学、専門学校、高等専修学校、専修学校・各種学校、日本語学校・外国語学校、インターナショナルスクール、自動車教習所、学習塾、英会話教室、音楽教室、囲碁・将棋教室、生け花・茶道・書道・絵画教室、そろばん教室、バレエ教室、体操教室）、博物館等（博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園）、ホテル又は旅館（ホテル（集会の用に供する部分に限る）、旅館（集会の用に供する部分に限る））、商業施設（ペットショップ（ペットフード売場を除く）、ペット美容室（トリミング）、宝石類や金銀の販売店、住宅展示場（戸建て、マンション）、古物商（質屋を除く）、金券ショップ、古本屋、おもちゃ屋、鉄道模型屋、囲碁・将棋盤店、DVD/ビデオショップ・レンタル、アウトドア用品、スポーツグッズ店、ゴルフショップ、土産物店、旅行代理店（店舗）、アイドルグッズ専門店、ネイルサロン、まつ毛エクステンション、スーパー銭湯、サウナ、エステサロン、日焼けサロン、脱毛サロン、写真屋・フォトスタジオ、美術品販売、展望室）</p> <p>※1：屋外施設は使用停止の要請の対象外、屋内施設は対象とする※2：屋外施設は使用停止の要請の対象外だが、観客席部分については使用停止の要請の対象</p>
<p>2 営業時間について、午前5時から午後8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請する施設（宅配・テイクアウトを除く）</p>
<p>食事提供施設（飲食店、料理店、喫茶店、和菓子・洋菓子店、居酒屋）</p>

(別表2) 中小企業・団体の範囲

1 中小企業

①株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社

(次の業種ごとの要件のいずれかを満たす者)

業種	要件
サービス業	・ 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下 ・ 常時使用する従業員の数が100人以下
小売業（飲食店を含む）	・ 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下 ・ 常時使用する従業員の数が50人以下
その他の業種	・ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下 ・ 常時使用する従業員の数が300人以下

②企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合

2 団体（常時使用する従業員の数が100人以下のものに限る。）

一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、農事組合法人、NPO法人等

城陽市休業要請対象事業者支援給付金申請書

令和 年 月 日

城陽市長 様

〒

住 所

事業所名

代表者名

電 話

Eメール

下記のとおり、城陽市休業要請対象事業者支援給付金を申請します。

記

1 申請額 中小企業・団体 200,000円 ・ 個人事業主 100,000円

※該当箇所に○をしてください。

なお、城陽市休業要請対象事業者支援給付金については次の口座に振り込み願います。

金融機関	銀行名：	支店名：
預金種目 ※該当種目に○	1. 普通	2. 当座
口座番号		
フリガナ 口座名義人		